

昭和三十一年一月

原子力関係法令集

総理府原子力局

c111-004-007



原子力関係法令集

原子力委員会

目次

一 原子力基本法	(1)
二 総理府設置法の一部改正 (原子力局の設置)	(9)
三 原子力委員会設置法	(13)
四 総理府本府組織令の一部改正 (原子力局の分課)	(21)

原子力基本法 (昭和三十一年十二月十九日法律第百八十六号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限りに、民主的な運営の下に、自主的にこれを行つたものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

(定義)

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従ふものとする。

一 「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種

類のエネルギーをいう。

二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。

三 「核原料物質」とは、ウラン、トリウム、その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。

五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

第二章 原子力委員会

(設置)

第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会を置く。

(任務)

第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

(組織、運営及び権限)

第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。

第三章 原子力の開発機関

(原子力研究所及び原子燃料公社)

第七条 政府の監督の下に、原子力の開発に関する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行わしめるため原子力研究所を、核原料物質及び核燃料物質の採掘、精錬、管理等を行わしめるため原子燃料公社を置く。

2 原子力研究所及び原子燃料公社に関する規定は、別に法律で定める。

第四章 原子力に関する鉱物の開発取得

(鉱業法の特例)

第八条 核原料物質に関する鉱業権又は租鉱権に關しては、別に法律をもつて、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の特例を定めるものとする。

（買取命令及び譲渡命令）

第九条 政府は、別に法律で定めるところにより、その指定する者に対し、核原料物質を買い取るべきことを命じ、又は核原料物質の生産者又は所有者若しくは管理者に対し、政府の指定する者に核原料物質を譲渡すべきことを命ずることが出来る。

（核原料物質の管理）

第十条 核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精練は、別に法律で定めるところにより、政府の指定する者に限つてこれを行わしめるものとする。

（奨励金等）

第十一条 政府は、核原料物質の開発に寄与する者に対し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することが出来る。

第五章 核燃料物質の管理

（核燃料物質に関する規制）

第十二条 核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

（核燃料物質の譲渡命令）

第十三条 政府は、前条に規定する規制を行う場合において、別に法律で定めるところにより、核燃料物質を所有し、又は所持する者に対し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることが出来る。

第六章 原子炉の管理

（原子炉の建設等の規制）

第十四条 原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。

第十五条 原子炉を譲渡し、又は譲り受けようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

第十六条 前二条に規定する規制に従つて原子炉を建設し、改造し、移動し、又は譲り受けに當り、別に法律で定めるところにより、操作開始前に運転計画を定め、政府の認可を受けなければならない。

第七章 特許発明等に対する措置

(特許法による措置)

第十七条 政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明につき、公益上必要であると認めるときは、特許法(大正十年法律第九十六号)第十五条及び第四十条の規定により措置するものとする。

(譲渡制限)

第十八条 原子力に関する特許発明、技術等の国外流出に係る契約の締結は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

(奨励金等)

第十九条 政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

第八章 放射線による障害の防止

(放射線による障害の防止措置)

第二十条 放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しは、別に法律で定める。

第九章 補償

(補償)

第二十一条 政府又は政府の指定する者は、この法律及びこの法律を施行する法律に基き、核原料物質の用途のためその権限を行う場合において、土地に関する権利、鉱業権又は租鉱权その他の権利に関し、権利者及び関係人に損失を与えた場合にお

いは、それぞれ法律で定めるところにより、正当な補償を行わなければならない。

附則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

附 帯 決 議 (三〇一ニ一六、参議院商工委員会)

本法の改廃及び附属法、関係法の制定、運用に当つては、本法の趣旨並びに提案の経過に鑑み、あくまで超党派性を堅持し、国民的協力態勢を確立すべきである。
右決議する。

総理府設置法の一部を改正する法律(昭和三十年十二月十九日公布法律第百八十号)

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

あ。

二 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する争務

第五条第一項中「二局」を「三局」に、「統計局」を「統計局」と「原子力局」に改める。

第六条第一項第十三号中「総合調整」の下に「(原子力局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第十六号中「統計局」の下に「及び原子力局」を加える。

第九条を次のように改める。

(原子力局の争務)

第九条 原子力局においては、左の争務をつかさどる。

一 原子力利用に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。

- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関する事。
- 三 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事。
- 四 放射性同位元素の利用の推進に関する事。
- 五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関する事。
- 六 財団法人原子力研究所に関する事。
- 七 原子力利用に関する試験研究の助成に関する事。
- 八 原子力利用に関する研究費及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く）に関する事。
- 九 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関する事。
- 十 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関する事。

第十五条第一項の表中

海外移住審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて
海外移住政策に関する重要事項を審議すること。	

海外移住審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。
原子力委員会	原子力委員会設置法（昭和 年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

に改める。

附 則

- 一 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。
- 二 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。
- 三 第八条第五号を削る。
- 四 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表総理府の項中「一七六七人」を「一七七八人」に「三七一人」を「三六六人」に、「一九、二三一」を「一九、二四三」に改め、同表通商産業省の項中「一、二二四〇人」を「一、二二八八」に、「一、三、一七一」を「一、三、一五九人」に改める。

原子力委員会設置法（昭和三十年十二月十九日公布法律第百八十八号）

（目的及び設置）

第一條 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。（所掌事務）

第二條 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
- 五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
- 六 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。
- 七 原子力利用に関する研究者の養成訓練（大学における教授研究に係

るものを除く。)に關すること。

八 原子力利用に關する資料の収集、統計の作成及び調査に關すること。

九 その他原子力利用に關する重要事項に關すること。

(決定の尊重)

第三條 内閣総理大臣は、前條の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(勅告)

第四條 委員会は、原子力利用に關する重要事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勅告することができる。

(資料提出の要求等)

第五條 委員会は、その所掌事務を行うための必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な助力を求め、ることができ、

第四節。

(組織)

第六條 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

一 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

(委員長)

第七條 委員長は、國務大臣をもって充てる。

一 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

二 委員長は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において、委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第八條 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

一 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間内任する。

2 委員は、再任されることのできる。

(委員の失職及び罷免)

第十条 委員は、第八条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに値しない非行があると認める場合において、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(会議)

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障がある場合においては、第七条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(委員の給与)

第十二条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の職務)

第十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十四条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
 - 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- ② 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(庶務)

第十五条 委員会の庶務は、総理府原子力局において処理する。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

一 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。ただし、第八系第一項中内閣議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

二 この法律施行の後最初に任命される委員の任期は、第九系第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、二人については三年とする。

三 特別職の職員給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一系第十三号の次に次の一号を加える。

十二の二 原子力委員会の常勤の委員

第一系第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 原子力委員会の非常勤の委員

別表第一中「地方財政審議会委員」を「地方財政審議会委員
に改める。

附帯決議（三〇・二一・三 衆議院科学技術振興特別委員会）

原子力委員会設置法第二条第三号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大
学学部における研究経費を含まないものとする。

附帯決議（三〇・二一・六 参議院内閣委員会）

原子力委員会設置法第二条第三号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大
学における研究経費を含まないものとする。
右決議する。

総理府本府組織令の一部を改正する政令（昭和三十年十二月二十九日公布政令第332号）

内閣は 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第三項の規定に基
き、この政令を制定する。

総理府本府組織令（昭和二十七年政令第百七十二号）の一部を次のように改正す
る。

第二十六条の次に次の四条を加える。

（原子力局の分課）

第二十七条 原子力局に左の三課を置く。

総務課

管理課

アイソトープ課

（総務課）

第二十八条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 原子力局の人争、文書及び会計の総括並びに局内事務の総合調整に關すること。
- 二 原子力委員会の庶務に關すること。
- 三 原子力利用に關する政策の企画、立案及び推進に關すること。
- 四 原子力利用に關する法令の制定及び改廃に關すること。
- 五 関係行政機関の原子力利用に關する事務の総合調整に關すること。
- 六 関係行政機関の原子力利用に關する経費の見積及び配分計画に關すること。
- 七 原子力利用に關する資料の収集、統計の作成及び調査に關すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、原子力局の所掌事務で他課の所掌に属さない事務に關すること。

(管理課)

第二十九条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 核燃料物質及び原子炉に關する規制に關すること。
- 二 財団法人原子力研究所に關すること。

- 三 原子力利用に關する試験研究の助成に關すること。
- 四 原子力利用(放射性同位元素の利用を除く)に關する研究者及び技術者の養成訓練(大学における教授研究に係るものを除く)に關すること。

(アイソトープ課)

第三十号 アイソトープ課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 放射性同位元素の利用の推進に關すること。
- 二 原子力利用に伴う障害防止の基本に關すること。
- 三 放射性同位元素の利用に關する研究者及び技術者の養成訓練(大学における教授研究に係るものを除く)に關すること。

附則

この政令は、昭和三十一年一月一日から施行する。